

2日間

# 日常実務の疑問点に答える著作権 (周辺領域の商標・不正競争防止法を含む) に関するQ&A

～日常業務において、判断に迷う・知らずして間違いを犯しがちな  
ケースを取り上げて、Q & A形式で平易に解説～

難易度  
入門・初級

2020年11月26日(木)～27日(金) いずれも14:00～17:00

講師

牧野 和夫 氏

芝総合法律事務所 弁護士・弁理士  
米国ミシガン州弁護士  
元アップルコンピュータ(株)法務部長  
元ビジネスソフトウェアアライアンス日本代表事務局長



著作権をめぐる法的な問題については、IT技術の急速な進展もあり、日常業務のなかで判断に迷ったり、知らないうちに違反を犯してしまうことも少なくありません。本セミナーでは、具体的なケースを挙げて、関連の法律知識、実務の取扱い、トラブル防止策などを解説致します。

また、著作権をめぐる法的な問題は、周辺領域である商標や不正競争防止法にも関係してきます。東京オリンピックのロゴの問題、フランク三浦の問題、コメダ珈琲事件、イソジン事件などいずれも周辺領域が関係してきます。本講座では、周辺領域法とクロスオーバーする問題も扱います。2019年1月から施行された改正著作権法の重要ポイントと実務への影響についても解説します。

著作権と周辺領域における実務の必須知識をご紹介しますので、知財部門、法務部門の方はもちろん、広報、営業、開発部門、企業の経営者・管理職のみなさんのご参加もぜひお勧め致します。

## <講義内容>

### 1. 『著作権法チェックリスト』 – まずはミニマムの知識・ルールを習得しよう –

- (1) 著作権法で保護される著作物にあたるか  
【自由に利用できるかどうかが決まるもっとも重要な要件】
  - ・ 思想、感情の創作的表現とは。—著作権法第10条1項の解説—
- (2) 著作者(著作物を創作した者)はだれか – 著作物についての権利が帰属
- (3) 著作者人格権とは何か(公表権、氏名表示権、同一性保持権)
- (4) 著作権(財産権)には何があるか(複製権、演奏権、上映権、公衆送信権など)
- (5) 著作権(財産権)に対する著作権の制限はあるか
  - ・ 権利者に許諾なく無償で自由に使える。例えば、私的使用目的の複製、引用等。
- (6) 保護期間内であるか
- (7) 2019年1月から施行された改正著作権法の重要ポイントと実務への影響
- (8) 改正不正競争防止法「限定提供データ」の重要ポイントと実務への影響

(次ページに続く)

- ◆定員: 50名
- ◆受講料: 会員17,500円・一般20,000円(※税込)
- ◆申込: HPからお申込下さい

([http://www.jiii.or.jp/kenshu/chizaikenshu\\_tanki.html](http://www.jiii.or.jp/kenshu/chizaikenshu_tanki.html))

WEBページQRコードはこちら→



次のページに続く

## <講義内容（続き）>

### 2. ケーススタディで学ぶ 日常業務における著作権侵害

#### ■ ホームページに関するQ & A

- (1)他社ホームページの記載やデザインを自社HPへ引用・転用できるか
- (2)他社HPのデザインを参考に自社HPを開発することは著作権法上問題ないか
- (3)他社HPからデータをダウンロード・貯蔵・データベース化することは問題ないか
- (4)社内プレゼンで他社HPから写真やデータを引用することは問題ないか

#### ■ 他のコンテンツからの引用・利用に関するQ & A

- (1)過去に作った社内資料で、引用記事があるものはどう扱えばいいでしょうか。
- (2)海外の雑誌や記事の引用は、その記事の発行元の国の法律が適用されるか。
- (3)時々、論文を執筆する研究者が業界団体HPや経産省HPに掲載されている図表を、論文中に引用することがあります。引用の際、出典は明記していますが、個別に引用元に問い合わせ許諾を得ることは必要でしょうか。

#### ■ 社内での利用に関するQ & A

- (1)社内研修で参考となる雑誌記事のコピーを配布することは著作権法上問題は
- (2)社内で新聞記事をプロジェクトでスクリーンへ写すことは著作権法上問題ないか
- (3)社内イントラに、関連記事などを紹介する場合に、タイトル及び記事の要約(事実)をまとめることは著作権侵害にあたるか。何文字以内に要約すればOKか。
- (4)実際に新聞記事を社内外に配布し、罰則が適用された例はありますか。
- (5)芸術作品（絵画など）で著作権が切れている作品の写真ですが、単なる複製画の場合には、著作権が発生するのでしょうか。
- (6)検索サービスででてきた写真（たとえば、スポーツカーの写真から強い感じをプレゼンで出したい）を社内プレゼンの資料で引用したい。URLなど出典を明示することによって利用する方法はないでしょうか。
- (7)都市伝説には著作権が発生するか。

#### ■ その他のコンテンツ利用についてのQ & A

- (1)新聞記事の切抜きを社内報や社内研修で利用したい。紙面の4分の1占めており、新聞記事を解説する構成。権利者から許諾が必要か？
- (2)通信社の配信記事では、第一報として事実のみが記載された記事も報道される。「例：〇〇社△時より社長交代会見」こうした報道は著作物にあたらぬか。
- (3)著作権法10条2項の雑報・時事報道とは具体的に何をいうのでしょうか、新聞記事を要約した場合は著作権侵害になるのでしょうか。
- (4)「学校その他の教育機関」（著作権法35条1項）の範囲はどこまでですか。研修会社は含まれますか。
- (5)フリー画像のサイトからフリー画像をダウンロードして自社のホームページに利用しようとしています。注意点を教えてください。
- (6)社員の学会での発表論文を会社で収集してPDFで保管している。著作権法上問題ありませんか？
- (7)文献等をPDF化して社内イントラにアップすることの可否。
- (8)オープンソースソフトの著作権問題で裁判は起きているのでしょうか。
- (9)コンピュータソフトウェアの組織内不正使用への事前・事後対応について。

#### ■ 最近の注目裁判例から 法律事務所パンフレット、金魚公衆電話、判例集、音楽教室事件、ツイッターリツイート事件、フラダンス振り付け、博士イラスト事件等

#### ■ 著作権法と周辺領域法がクロスオーバーする問題についてQ & A

- (1)商標法の基礎知識、(2)不正競争防止法（周知表示・著名表示・形態模倣）の基礎知識、(3)民法709条不法行為、(4)ポパイ事件、(5)レイヴィトン事件、(6)イッセイミヤケ事件、(7)東京オリンピックのロゴの問題、(8)フランク三浦の問題、(9)コメダ珈琲事件、(10)イソジン事件など

【ミニ演習】 理解度確認 1. デジタル万引きについて 2. 社内自炊の違法性について

# LIVE配信講座お申込み・受講の流れ

各WEBサイトからお申込みください。

(お申込み前に、**テスト用URL**より視聴できるか確認ください。 <https://jipii-live.com/test/>)



会員様は会員専用ページにログインの上お申込みいただくと割引になります。

STORES経由で購入の会員様は、会員専用ページよりクーポンコードを入手ください。

( <https://www.hanketsu.jiii.or.jp/kaiin/> )

※申込みは、先着順です。

※**キャンセルはできません**ので、お申込み前に十分確認をお願いいたします。

発明推進協会から



お申込み確認**自動返信メール**が届きます。

受講料について請求書払いを選択のお客様は、**請求書**を開催**2週間前頃**に郵送いたします。

受講料のお支払いを期日までにお済ませください（後払いOKの場合を除く）。

発明推進協会から



**ライブ配信特設サイトのご案内**、**ログインID & PW**、**テキストPW**は、開催**前日**までにメールで送信させていただきます。

(※メールが届かない場合は、[kouza-form@jiii.or.jp](mailto:kouza-form@jiii.or.jp)までお問合せください。)

視聴ページに入室いただくと、**テキスト (PDFデータ)** をご覧いただけます。

(講師によって、動画内での投影のみ、またはWEB上でのデータ閲覧のみの場合がございます。)

**質問**はチャットにてお受けし、講義中の都合の良いタイミングにて回答させて頂く予定です。

(※個人情報等を書き込まないようにご注意ください。)

種別 (申込WEBサイト)	可能な受講料支払方法	後払い (※)	申込期限
会員 <a href="https://www.hanketsu.jiii.or.jp/kaiin/">https://www.hanketsu.jiii.or.jp/kaiin/</a>	得意先コード	OK	前日 午前10時
	振込		
一般 <a href="http://www.jiii.or.jp/kenshu/chizaiken_shu_tanki.html">http://www.jiii.or.jp/kenshu/chizaiken_shu_tanki.html</a>	得意先コード	NG	14日前
	振込		
STORES <a href="https://hatsumeisuishin.stores.jp/">https://hatsumeisuishin.stores.jp/</a>	クレジットカード コンビニ払い PayPal 楽天ペイ	NG	前日 午前10時

※後払いがOKとなっている場合は、LIVE配信受講後のお支払いが可能です。

★★注意事項は次のページをご覧ください★★

# 受講における注意事項

- ①受講にあたっては、各WEBサイトからお申込ください。  
(お申込み前に、テスト用URLより視聴できるか確認ください。)
- ②受講料の「会員価格」とは、(一社) 発明推進協会、(公社) 発明協会、各地域の発明協会のいずれかの会員である場合に適用されるもので、会員専用ページから申込みいただくことで会員価格の適用を受けられます。  
また全ての支払方法において、ライブ配信受講後の後払いが可能です。
- ③定員に達するまで、先着順で受け付けます。(申込受付は講義日前日の午前10時までとなります。)
- ④以下の場合には開催を中止することがあります。  
申込者数が15名に達しない場合、天災等により講座開催が危ぶまれる場合、その他円滑な開催が不可能となる場合。
- ⑤申込受付後、請求書は開催日2週間前頃に郵送いたします。  
期日までにお支払いをお願いいたします。
- ⑥キャンセルはできません。お申込み前に十分確認をお願いいたします。  
(講座によっては後日一定期間、講義アーカイブをご覧になることができます。)
- ⑦講師・内容および時間等は、都合により変更になる場合があります。
- ⑧講義前日までにライブ配信特設サイトのご案内とログインID&PW、テキストPWを送付いたします。
- ⑨講義資料はLIVE配信視聴ページよりご覧いただけます。(一部講座を除く。)
- ⑩以下の行為は禁止されております。  
複数人での聴講、講義の録音・録画、講義資料を申込み者以外の第三者に共有すること、講義資料の二次利用。  
(なお、上記行為は例示であり、上記以外にも弊会が不適切と判断する行為を発見した場合には、利用制限・アカウント停止などの措置をとらせて頂く場合がございます。何卒ご了承ください。)
- ⑪質問は、チャットをお願いいたします。個人情報等を書き込まないようにご注意ください。

## 【研修・講座のお問合せ先】

一般社団法人発明推進協会 知的財産情報サービスグループ 研修チーム

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-1-1虎の門三丁目ビルディング

Tel : 03-3502-5439 / Fax : 03-3506-8788 / Email : [kouza-form@jiii.or.jp](mailto:kouza-form@jiii.or.jp)